



答申第 20 号  
平成25年10月7日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 石 岡 隆 司



青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成25年2月25日付け青防第1033号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成24年度青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会に関する文書について  
の一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定処分において、第 2 の 1 の(2)に係る文書として、実施機関が当審査会に平成25年 5 月16日付け青防第347号で提出した別表記載の文書のうち文書 1 から文書 5 まで及び文書11から文書14までを特定しなかったことは、妥当ではなく、実施機関は、これらの文書について、改めて青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第11条第 1 項又は第 2 項の決定を行うべきである。

また、実施機関は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、講師への謝金単価の根拠とした公署名については開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成24年11月16日、実施機関に対し、条例第 5 条の規定により、次の行政文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 平成24年10月14日に県民福祉プラザで実施された、青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会の開催主旨を記載した行政文書
- (2) 同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書
- (3) 同研修終了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり行政文書を特定した。

平成24年度青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会に関する次の文書

- (1) 開催に関する起案文書（上記 1 の (1) 及び (3) に対して、以下「本件行政文書 1」という。）
- (2) 主催者挨拶等の作成に関する起案文書（上記 1 の (1) に対して、以下「本件行政文書 2」という。）
- (3) 開催のお知らせのホームページ掲載に関する起案文書（上記 1 の (1) 及び (3) に対

して、以下「本件行政文書3」という。)

- (4) 支出負担行為及び支出伺い（上記1の(2)に対して、以下「本件行政文書4」という。)

実施機関は、本件行政文書1、本件行政文書2及び本件行政文書3については、その全部を開示する一方で、本件行政文書4については、①講師の住所及び印影、②講師への謝金単価の根拠及び③旅費等計、内訳の一部及び積算に当たっての路程（距離）について、条例第7条第3号に該当するとの理由から開示しないとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年11月30日、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成25年1月25日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

行政文書一部開示決定通知書により、開示しない部分の開示を求める。

さらに、行政文書開示請求書で開示請求をした行政文書で、開示決定されていない部分の開示決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求の「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）」では、支出額（補助金を含む。）が開示されていない。
- (2) 開示請求の「支出額の根拠を定めた行政文書」及び「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」は開示するのか、開示しないのか明確にされていない。
- (3) 「条例第7条第3号該当」は「個人に関する情報であって、・・・特定の個人が識別することができるもの・・・」とある。
- (4) 個人名は公表されており、旅費積算の根拠となる出発地は、当該講師から研修中に公表されている。また、公費支出となれば、根拠を公表しなければ、どのように

積算されたのか解らない。

- (5) 通知書には、「①、②、③ 条例第7条第3号該当」とある。①（講師の住所及び印影）については開示請求をしていない。
- (6) よって、決定内容は不備である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分における行政文書の特定について

「支出額の根拠を定めた行政文書」については、「支出負担行為及び支出伺」を開示請求に係る行政文書と特定し、一部開示決定したところである。

また、「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」については、修了書交付が例示されていたため、これに類する処置を定めた行政文書として、開催要項に「修了者は修了者名簿に登録する」旨記載していることから、「開催に関する起案文書」及び「開催のお知らせのホームページ掲載に関する起案文書」を開示請求に係る行政文書と特定し、開示決定したものである。

異議申立人は決定内容が不備だと申し立てているが、上記のとおり開示請求された行政文書それぞれについて、行政文書を特定の上、一部開示決定処分または開示決定処分しており、決定内容に不備はないものである。

##### 2 一部不開示とした理由について

###### (1) 講師への謝金単価の根拠について

講師への謝金単価の根拠とした公署では、講師については、その者個人の識見、専門性を期待して依頼しているものであって、その者の事業として依頼し実施しているものではないことから、これまで講師謝金については個人の収入に関する情報であるため不開示情報に該当するとしてきているところである。

防災ボランティアコーディネーター養成研修会における講師については、災害ボランティアの分野で活躍する専門家であることから、研修会等の数多くの開催実績のある公署における、県内大学助教授の謝金単価を参考としたものである。

謝金単価の根拠とした公署名を開示した場合には、当該公署が定期的を開催している研修会等のカリキュラムなどの情報と謝金単価とを照合することにより、当該研修会等の講師の収入に関する情報が識別できるため、個人の権利利益を害することとなることから、不開示情報に該当すると判断し、不開示としたものである。

(2) 旅費等計、内訳の一部及び積算に当たっての路程（距離）について

旅費等計、内訳の一部（運賃、その他（航空運賃））及び積算に当たっての路程（距離）は、その情報を照合すると、講師の住所を推測することが可能となることから、自宅住所と同様に不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

異議申立人は旅費の積算根拠となる出発地の開示を申し立てているが、県が職員以外の者に対し支給する旅費を積算する場合においては、その者の住所又は居所を積算の根拠となる出発地としているところである。このため、出発地を開示することにより、講師の住所を推測することが可能となることから、自宅住所と同様に不開示情報に該当すると判断し、不開示としたものである。

異議申立人は「出発地は、当該講師から研修中に公表されている」と申し立てているが、当該講師の発言内容は、平成24年10月14日に県民福祉プラザで実施した青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会の参加者と研修会の事務局である防災消防課職員等の限られた範囲の特定の者のみが知り得た情報であり、青森県情報公開条例第7条第3号ただし書イの「公にされている情報」には該当しないと判断したものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

#### (1) 条例の基本的な考え方

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

#### (2) 判断の対象範囲

異議申立人は、異議申立書において、講師の住所及び印影については「開示請求をしていない」としている。したがって、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、講師の住所及び印影については異議申立ての対象としていないものと認められるので、当該部分については、当審査会の判断の対象としないものであ

る。

## 2 本件行政文書4について

- (1) 本件行政文書4は、平成24年度青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会（以下「本件研修会」という。）の講師に対して、謝金及び旅費を支出するため作成した文書で、「起案用紙」、「起案理由」、「支給仕訳書・旅行命令（依頼）及び旅費等請求・受領書」及び「委任状」で構成されている。
- (2) 本件行政文書4では、本件研修会に係る謝金単価及び本件研修会の講師2人の氏名については、開示されている。
- (3) 本件行政文書4のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、次の情報である。
  - ア 起案理由に記載されている講師への謝金単価の根拠とした公署名（以下「本件情報1」という。）
  - イ 起案理由に記載されている旅費の合計支給額及び「支給仕訳書・旅行命令（依頼）及び旅費等請求・受領書」に記載されている次の情報（以下「本件情報2」という。）
    - (ア) 2人の講師に係る「住所又は居所」欄に記載されている住所又は居所
    - (イ) 1人の講師に係る「路程(km)」欄に記載されている路程並びに「運賃(円)」欄、「その他(円)」欄、旅費の「計(円)」欄及び「合計支給額(円)」欄に記載されている額
    - (ウ) 2人の講師に係る旅費の合計額として「旅費等計(円)」欄及び「合計支給額(円)」欄に記載されている額

## 3 本件開示請求に係る行政文書の特定について

異議申立人は、異議申立書において、「行政文書開示請求書で開示請求をした行政文書で、開示決定されていない部分の開示決定を求める」、「開示請求の「支出額の根拠を定めた行政文書」及び「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」は開示するのか、開示しないのか明確にされていない」と主張しているので、開示請求書に記載のあった次の(1)及び(2)の事項に対して、その対象となる行政文書の特定は十分であったかについて検討する。

- (1) 「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書」について

実施機関は、「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書」について、本件処分において、本件行政文書4を特定して開示した。

しかし、本件行政文書4は、県が行う経費の支出に係る事務における「執行伺」であるので、これに対応する「支出負担行為票」及び「支出命令票」が存在するものである。

実施機関に対し、これらを本件開示請求に係る行政文書として特定しなかったことについて説明を求めるとともに、その添付書類を含めて提出を求めたところ、実施機関は、平成25年5月16日付け青防第347号で別表記載の文書を当審査会に提出した上で、「支出命令票」よりも「支出負担行為及び支出伺い」（本件行政文書4）の方が、講師の報酬の算出方法等が詳細に記載されているため、「支出負担行為及び支出伺い」がこれに該当すると判断したことから、文書1から文書5までについては、開示請求に係る行政文書として特定せず、開示しなかった、「文書11から文書14までについては、「支出負担行為及び支出伺い」に附属する参考資料であると判断したことから、開示請求に係る行政文書として特定せず、開示しなかった」旨述べている。

しかしながら、開示請求書記載の「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書」に該当する行政文書が複数ある場合には、その一部の行政文書だけを特定するのではなく、該当する全ての行政文書を特定すべきである。

開示請求書記載の「報酬及び旅費等の額」は、「執行伺」に係る支出予定額だけではなく、「支出負担行為票」及び「支出命令票」に係る支出確定額も含まれると解するべきで、支出確定額が記載された支出命令票も本件開示請求に係る行政文書に該当するものと認められる。

よって、支出命令票及びその添付書類については、既に開示済みの本件行政文書4を含めて全て特定されるべきであり、別表記載の文書のうち、本件行政文書4に該当する文書6から文書10まで以外の、文書1から文書5まで及び文書11から文書14までについても、本件開示請求に係る行政文書として特定すべきであると認められる。

## (2) 「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」について

### ア 防災ボランティアコーディネーター養成研修修了者名簿

実施機関は、「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」について、意見書において、「修了書交付が例示されていたため、これに類する処置を定めた行政文書として、開催要項に「修了者は修了者名簿に登録する」旨記載していることから、「開催に関する起案文書」（本件行政文書1）及び「開催のお知らせのホームページ掲載に関する起案文書」（本件行政文書3）を開示請求に

係る行政文書と特定し、開示決定した」と主張している。

当審査会が本件行政文書1及び本件行政文書3を見分したところ、本件研修会の修了者は、「防災ボランティアコーディネーター養成研修修了者名簿」（以下「本件名簿」という。）に登録する旨の記載が認められた。

このため、本件名簿に関して、保存の形態、本件開示請求に係る行政文書として特定しなかった理由等について実施機関に対し説明を求めたところ、実施機関は、「同名簿は、担当者の異動に伴い新旧担当者の引継ぎが行われ、電子データにより、共用ハードディスク内に保管・保存されている」、「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」について、「処置」とは、「研修修了者について修了者名簿に登録すること」、「処置を定めた行政文書」とは、「研修修了者について修了者名簿に登録することを規定した行政文書」とであると判断した、同名簿については、「処置された（研修修了者について修了者名簿に登録された）行政文書」であり、「処置を定めた行政文書」には当たらないと判断したことから、同名簿を開示請求に係る行政文書として特定しなかった旨述べている。

#### イ 行政文書該当性

##### (ア) 条例第2条第2号の趣旨について

条例第2条第2号は、行政文書の定義について定めており、同号本文では、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定し、これらの文書等が開示請求の対象となる「行政文書」となるものである。

(イ) 本件名簿（電磁的記録）については、新旧担当者の引継ぎが行われていること、共用ハードディスク内に保管・保存が行われていること及び同研修会開催要項において「同研修会修了者は本件名簿に登録すること」としていることから、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当し、行政文書に該当するものと認められる。

#### ウ 行政文書の特定

本件名簿は、イのとおり行政文書に該当するものと認められる。しかし、本件開示請求は、「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」についてなされたものであること、一方、本件名簿は、同研修修了者について登録された行政文書であり、「同研修修了者に対する処置がされた文書」そのものであると認められることから、本件名簿は、「同研修修了者に対する処置を定めた行政文書」には該当しないものと認められる。

なお、本件行政文書1及び本件行政文書3における、本件研修会の修了者を本件名簿に登録する旨の記載は、同研修修了者に対する処置を定めたものであり、これらは「同研修修了者に対する処置を定めた行政文書」に該当するものと認め



られる。

よって、実施機関が、本件名簿について「同研修修了者に対する処置を定めた行政文書」に該当しないとして本件開示請求に係る行政文書として特定しなかったこと、及び「同研修修了者に対する処置を定めた行政文書」として本件行政文書1及び本件行政文書3を特定したことは相当であると認められる。

- (3) 以上から、開示請求書に記載のあった「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書」については、その対象となる行政文書の特定が十分ではなかったと認められるが、「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」については、その対象となる行政文書の特定は十分であったと認められる。

#### 4 不開示情報該当性（条例第7条第3号）について

異議申立人は、異議申立書において、「行政文書一部開示決定通知書により、開示しない部分の開示を求める」と主張している。これについて、実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件行政文書4に記録された情報のうち、本件情報1及び本件情報2を不開示としているので、以下、本件情報1及び本件情報2の条例第7条第3号該当性について検討する。

##### (1) 条例第7条第3号の趣旨について

ア 条例第7条第3号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ このうち、「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

ウ 一方、条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害

しても開示することの公益が優先するため開示すべきものについては、例外的に開示することとし、同号ただし書イからハまでにおいて当該情報を規定している。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 本件情報1について

(ア) 実施機関は、本件情報1について、意見書において、「謝金単価の根拠とした公署名を開示した場合には、当該公署が定期的で開催している研修会等のカリキュラムなどの情報と謝金単価とを照合することにより、当該研修会等の講師の収入に関する情報が識別できる」と主張している。

本件行政文書4では本件研修会に係る謝金単価及び「本件研修会に係る謝金単価は当該公署における県内大学助教授の1時間当たり謝金単価とする」旨については開示されているので、本件情報1を開示した場合に、当該公署が開催する研修会等の講師の収入に関する情報を識別することができるかについて検討する。

(イ) 「平成○年度の研修講師」について

当該公署の研修講師のうち県内大学助教授の謝金単価によって謝金が支払われた者がいるか等について実施機関に対し説明を求めたところ、実施機関は、「平成○年度の当該公署の研修講師のうち県内大学助教授の謝金単価によって謝金が支払われた者がいる」、「当該公署が実施する研修に関する情報が記載された冊子は、平成○年度と平成△年度のもが県内の図書館に所蔵されている、当該冊子には、当該年度の研修計画のほか、前年度の研修実績が掲載されている」旨述べるとともに、平成○年度と平成△年度の当該冊子を当審査会に提出した。

そこで、当審査会が平成○年度と平成△年度の当該冊子を見分したところ、これらには当該年度の研修計画及び前年度の研修実績が掲載されていることは認められた。しかしながら、その掲載内容に関し、当該年度の研修計画はあくまで研修の計画であって実績ではないこと、さらに前年度の研修実績には研修日時（時間数）は掲載されていないこと、また、平成○年度当時の当該公署における県内大学助教授の謝金単価が現行単価と同単価かどうかは、通常入手し得る情報ではないことから、本件情報1を開示した場合に、当該公署が開催する研修会等の講師の収入に関する情報を識別できると認めることはできない。

(ウ) 「将来の研修講師」について

実施機関は、「講師への謝金単価の根拠とした公署名を開示してしまうと、翌年度以降に県内大学助教授の支給実績が生じた場合、その時点で特定の講師謝礼金額が識別される可能性を生じることとなる」、「開示時点では「特定の者」が確定していないが、将来の研修講師に係る個人情報についても保護を図る必

要がある」旨述べている。しかしながら、条例第7条第3号の規定は、「特定の個人」に関する情報についての不開示情報としての要件を定めたものであり、開示決定時において「特定の個人」が存在しない場合は、本件情報1が同号に該当するものと認めることはできない。

(I) 以上から、本件情報1は、条例第7条第3号に該当しないと認められる。

#### イ 本件情報2について

(ア) 実施機関は、本件情報2について、理由説明書において、「旅費等計、内訳の一部（運賃、その他（航空運賃））及び積算に当たっての路程（距離）は、その情報を照合すると、講師の住所を推測することが可能となることから、自宅住所と同様に不開示情報に該当する」と主張している。また、本件研修会の講師の住所について実施機関に対し説明を求めたところ、実施機関は、「住所又は居所」欄に記載されている住所又は居所について、それ自体を個人の住所と判断したため、不開示とした旨述べている。

本件行政文書4では本件研修会の講師の氏名については開示されているので、本件情報2の全部又は一部を開示した場合に、旅費等計、内訳の一部（運賃、その他（航空運賃））及び積算に当たっての路程（距離）に係る情報を照合することにより、本件研修会の講師の住所又は居所を推測することができるかについて検討する。

(イ) 「住所又は居所」欄の記載について

本件対象文書4では本件研修会の講師の氏名については開示されているので、「住所又は居所」欄に記載されている住所又は居所は、本件研修会の講師の個人に関する情報に該当する。よって、当該住所又は居所は、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

(ウ) 「住所又は居所」欄以外の各項目（「路程(km)」欄、「運賃(円)」欄、「その他(円)」欄、旅費の「計(円)」欄及び「合計支給額(円)」欄）の記載について

「住所又は居所」欄以外の各項目に記載されている情報についても、その一部でも開示した場合には、既に開示済みの情報及び公にされている他の情報と照合することにより、特定の地域又は特定の交通機関の拠点の場所が明らかになり、その結果、本件研修会の講師の住所又は居所が明らかになる。よって、「住所又は居所」欄以外の各項目に記載されている情報は、本件研修会の講師の個人に関する情報に該当し、かつ、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

(エ) その他

異議申立人は、異議申立書において、「旅費積算の根拠となる出発地は、当該講師から研修中に公表されている」と主張しているが、研修会の参加者など特定の者のみが知り得た情報は、条例第7条第3号ただし書イに規定する「公にされている情報」に該当するとは認められない。

(オ) 以上から、本件情報 2 は、条例第 7 条第 3 号に該当すると認められる。

## 5 結論

以上のとおり、実施機関が当審査会に平成25年5月16日付け青防第347号で提出した別表記載の文書のうち文書 1 から文書 5 まで及び文書11から文書14までは、本件開示請求に係る行政文書に該当し、また、本件情報 1 は条例第 7 条第 3 号に該当せず、本件情報 2 は同号に該当するので、第 1 のとおり判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書」に関して、実施機関が当審査会に平成25年5月16日付け青防第347号で提出した文書（※文書6から文書10までは、本件処分において本件行政文書4として特定し、開示済み）

文書1	支出命令票（講師謝金）
文書2	支出命令票（講師旅費）
文書3	支給仕訳書・旅費命令（依頼）及び旅費等請求・受領書（精算額入り）
文書4	支出負担行為票（講師謝金）
文書5	支出負担行為票（講師旅費）
文書6	支出負担行為及び支出伺い（執行伺）（起案用紙）
文書7	支出負担行為及び支出伺い（執行伺）（起案理由）
文書8	支給仕訳書・旅行命令（依頼）及び旅費等請求・受領書（精算額なし）
文書9	委任状（講師A）
文書10	委任状（講師B）
文書11	講師の経路（講師B）
文書12	講師の経路（講師A）
文書13	謝金単価の根拠とした公署の講師への謝金単価一覧表
文書14	平成24年度青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会開催要項

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成25年2月25日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成25年3月15日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成25年3月22日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成25年4月17日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成25年4月19日 (第31回審査会)	・審査を行った。
平成25年5月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成25年5月24日 (第32回審査会)	・審査を行った。
平成25年6月27日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成25年7月19日 (第33回審査会)	・審査を行った。
平成25年8月23日 (第34回審査会)	・審査を行った。
平成25年9月20日 (第35回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成25年9月30日現在)